

令和6年8月2日(金)
大崎タイムス掲載

保護具 正しい着用を

宮城労基協 古川支部 法改正踏まえ講習会

4月に施行された改正労働安全衛生法で、化学物質などを扱う事業者に対し「化学物質管理者」と「保護員着



用管理責任者」を選任することが義務づけられた。これを踏まえ、宮城労働基準協会古川支部(木田秀隆支部長

は7月25、26の両日、講習会を大崎地域職業訓練センター(大崎市古川)で開き、受講者60人が保護具の基礎知識や正しい使用法を学んだ。

同支部主催の講習会は初めてで、申し込み受付初日に定員に到達。26日は、製造事業者や建設事業者ら30人が受講した。

労働安全コンサルタントで労働衛生コンサルタントの阿部裕一さん(仙台市)が、保護具の着用管理について講演。「化学物質は7万種にも上るとされ、専用機器を使ってマスクの漏れを測定した

発がん性が疑われるものもあるが、法規制が追いついていないのが現状。自ら身を守ってほしい」と強調した。実演では、受講者5人が防塵マスクを着けて前方にかがんだり頭を上下左右に振ったりして漏れ具合を専用機器で測った。「杜の都産業保健会(仙台市)業務推進役の小柏雅光さんが「マスクは正し

く装着しないと漏れが出てしまう。年1回、マスクフィットを実施してほしい」と訴えた。2022年の法改正で、化学物質の管理は法令順守から自律的管理へ移行した。ことし4月には、保護員を使用する際に保護員着用管理責任者を選任し、適切な保護員選択や保護員の保守管理などを担わせることが義務づけられた。